

条 例 等 議 案 関 係

議案番号	議案名	内 容
報 告 第 1 8 号	家庭教育支援 の推進に関する 施策の報告 について	くまもと家庭教育支援条例（平成 2 4 年熊本県条例第 8 8 号）第 1 1 条の規定に基づく令和 7 年度（2 0 2 5 年度）の熊本県におけ る家庭教育支援の推進に関する施策の報告

条例施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日

推進体制：平成 2 5 年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年 2 回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、農林水産部、教育庁、警察本部の 6 部局 2 0 課で構成）

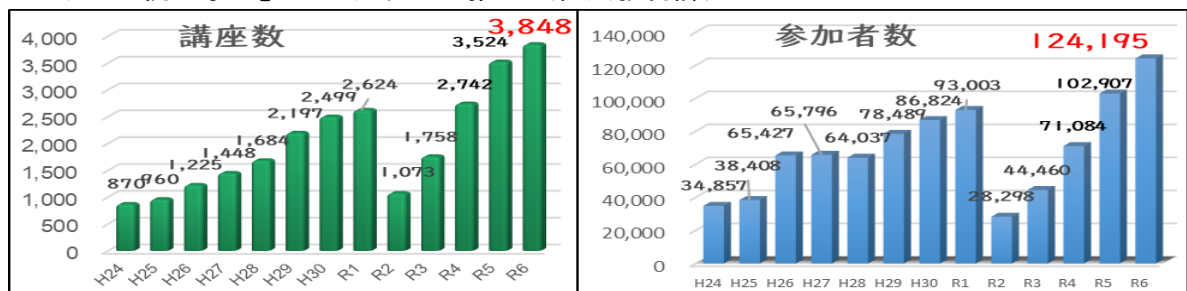
1 令和 6 年度（2 0 2 4 年度）の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、6 部局 2 0 課で 8 1 施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

（1）親としての学びを支援する学習機会の提供（第 1 2 条関係）4 部局 5 課 6 施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〇くまもと「親の学び」プログラムの推進（社会教育課）



（2）親になるための学びの推進（第 1 3 条関係）6 部局 1 3 課 1 4 施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〇くまもと「親の学び」プログラムの推進（中高生対象）（社会教育課）

くまもと「親の学び」プログラム（次世代編）等を活用した講座を県内中学校及び県内高等学校で実施。また、キャリア教育の一環として、職業観とともに、自立とコミュニケーション力の育成を促した。

（3）人材養成（第 1 4 条関係）2 部局 6 課 1 3 施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〇現任保育士等研修事業（子ども未来課）

保育課題別重点研修において、不適切な保育防止研修、児童虐待防止研修、発達障がい研修、保育所実習指導者研修、園長等研修の 5 つの項目で集合型及びオンライン研修を計 6 回（837 名参加）実施。また、キャリアアップ研修では、乳児保育、幼児教育等 8 つの分野でオンデマンド形式による研修を実施し、6, 249 名の保育士等が参加。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課14施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○ひとり親家庭等学習支援・交流事業（子ども家庭福祉課）

家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」を実施（教室数は延べ201箇所、利用者は1,287名）。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）5部局8課13施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○スクールソーシャルワーカー派遣事業（私学振興課）

様々な問題を抱え福祉的な支援を必要とする私立中学・高校の生徒・学校に対し、スクールソーシャルワーカーを活用する学校に対して、補助を行った。（支援件数646件）

(6) 広報及び啓発（第17条関係）4部局9課21施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○家庭から暴力をなくすキャンペーン（子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女参画・協働推進課、認知症対策・地域ケア推進課、県警人身安全対策課）

DV、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待といった家庭内での暴力の根絶を徹底することを目的に、11月をキャンペーン期間とし、関係課と協力し街頭キャンペーンの実施や啓発チラシの作成を行った。

<令和6年度の成果>

1 多様な学習機会の設定とつながりの希薄化への対応

(1) 教育委員会ホームページによるオンデマンド動画の配信（社会教育課4,408回）。

2 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成

(1) 指導者、教員、保育士、「親の学び」トレーナー等に対し活動・指導方法の研修を行い地域での活動を促進した。

(2) 子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進（新規登録20団体、総登録1,200団体）や「家庭の日」の普及、「あったか家族コンクール」（総応募数2,121点）等の実施により家庭教育を支援する社会的気運の醸成を図った。

(3) 就学前教育・保育を行う施設が加盟する団体との連携協定を締結した。各就学前施設において「親の学び」講座をはじめとする家庭教育支援をこれまで以上に推進していく基盤ができた。

3 条例関係課の連携

(1) 条例に基づく施策の実施状況について、関係課連絡会議及び関係課作業部会で協議し、部局を越えて連携を図った（他課と連携した取組13施策）。

2 令和7年度（2025度）の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、6部局20課で87施策に取り組む（令和6年度比6施策増）。主なものは次のとおり。

（1）親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局5課6施策

対面による講座を中心としつつ、オンデマンドでの講座、資料配布など様々な方法により、保護者が親として学ぶ機会を提供する。「親の学び」講座においては、園や学校、PTA等で機会をとらえて実施するとともに、学校の教職員や保護者が、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」の開催や少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等を引き続き開催する。

（2）親になるための学びの推進（第13条関係）6部局13課14施策

高校において正しい性と生の知識の普及を図るとともに若年層への食の安全に係る学習機会の提供、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進に取り組む。また、「高校生の留学促進」や「消費者教育」など将来大人になるための様々な学びを各課連携してさらに推進する。また、生徒間のコミュニケーションを通して自立を育む「親の学び」次世代編講座の更なる普及と充実に取り組む。

（3）人材養成（第14条関係）2部局6課14施策（+1）

不適切な保育防止や児童虐待防止、発達障がい等について学びを深める「現任保育士等研修」の開催や子育て支援を行う幼稚園教員・保育士等の資質向上や指導・援助方法の工夫改善を図る研修を開催する。また、地域での「親の学び」講座を進行する「親の学び」トレーナーや進行役の人材育成に、市町村と連携した取組みを推進する。

（4）家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課16施策（+2）

生活保護、生活困窮世帯の子供に対し、塾形式を中心とした学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行う。また、家庭の事情や不安等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちを対象とした「地域の学習教室」に取り組む。さらに、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の連携に取り組む。

（5）相談体制の整備及び充実（第16条関係）5部局8課14施策（+1）

「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置により、相談体制の充実を図るとともに、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした「家庭教育電話相談」や少年や保護者から少年の非行、犯罪被害等に関する相談に対応する「肥後っ子テレホン」、ニート、ひきこもり、不登校等様々な悩みや課題を抱える子どもや若者をサポートするワンストップ窓口である「熊本県子ども・若者総合相談センター」等、相談体制の更なる充実を図る。また、ヤングケアラーを支援するコーディネーターの配置による関係機関との連携支援や、ピアサポーターによる相談支援、オンラインサロン等の開催による支援体制の構築を行う。

（6）広報及び啓発（第17条関係）4部局9課23施策（+2）

家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、家庭教育支援功労者及び優良団体を表彰する「くまもと家庭教育フォーラム」の開催や父親向け育児情報冊子「パパ手帳」及び「孫育て手帳」を配布し、「熊本県子ども輝き条例」及び「肥後っ子の日」をはじめ子育てに関する情報

を県民に広く提供する。さらに、家庭生活を見直すきっかけづくりとする「あったか家族コンクール」に取り組むとともに基本的な生活習慣の育成に関わる取組を一斉に実施する「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の充実を図る。昨年度オープンした「こども本の森 熊本」では、読書を楽しんでもらい、すばらしい本との出会いがあるよう季節の行祭事に合わせたイベント等を企画・開催する。

＜令和7年度の取組み＞

6部局20課87施策において、関係課が行う様々な講座や学びを充実し、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした相談活動の充実を図る。また、「親の学び」講座や研修会、資料配布等、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえ、学校、家庭、地域、行政が連携し様々な家庭教育支援を実施するとともに、家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成に取り組む。

1 保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会の更なる提供

- (1) 就学前教育・保育に係る施設が加盟する団体との連携協定により、「親の学び」講座等の保護者が学ぶ機会の設定などこれまで以上に推進する。
- (2) より多くの保護者に子育て支援や家庭教育支援が届くよう、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座の実施や自宅で繰り返し学ぶことができるオンデマンド映像資料の作成・配信など市町村と連携して保護者が学ぶ機会を提供する。

2 大人になるための学びの推進と相談活動による家庭教育支援の実施

- (1) 中高校生における食の安全に係る学習機会の提供や高校生の保育体験の受入れ、高校生の留学促進等、将来大人になるための様々な学びの更なる充実を図る。
- (2) 子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」やいじめ、不登校等への生徒指導上の悩みを持つ保護者に対してアドバイスを行う「スクールカウンセラー」や相談業務を行う「スクールソーシャルワーカー」の配置等、福祉部局との連携を密にしながら相談体制の充実を図る。

3 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成

- (1) 子育て支援や家庭教育支援を行う幼稚園教員や保育士、「親の学び」トレーナー等の資質向上を図り、地域での活動の一層の活性化を図る。
- (2) 子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進や「家庭の日」の普及、「あったか家族コンクール」の実施、「こども本の森 熊本」の活用、就学前施設への情報提供及び関係者のフォーラムへの参加促進、民間企業への積極的な啓発など、家庭教育を支援する社会的気運を醸成する。

4 条例関係課の連携

子供と家族が一緒に休める「くまなびの日」の利用促進など、各課の取組みの周知及び啓発資料の配布、イベントの実施等において関係課が理解を深め連携を強化する。